

# 入札説明書

## (1) 入札番号

2値教工第9号

## (2) 購入物品・契約及び数量

①モバイル通信機器 Wi-Fi ルーター 45台（ACアダプター等付属品含む）

②上記①を利用するためのモバイル通信サービス（2年契約）

※規格、納入条件等は別紙特記仕様書のとおり

## (3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（別紙様式第1号）を郵送、FAX又は持参にて提出すること。

提出場所：小値賀町教育委員会事務局

提出期限：令和2年9月14日（月） 12時

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

## (4) 物品等の納入場所、納入期限並びに契約期間

納入場所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2371-1

離島開発総合センター2階 小値賀町教育委員会事務局

納入期限：令和2年10月30日までを基本とする。

契約期間：令和2年11月1日～令和4年10月31日（2年契約）

※早期の納品が可能な場合は、双方協議の上通信契約開始日を早めることができる。

## (5) 入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

提出場所：小値賀町教育委員会事務局

受領期限：令和2年9月23日（水） 17時

提出方法：一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

## (6) 入札書の開札場所、日時等

開札場所：小値賀町役場2階 町長室

開札日時：令和2年9月24日（木） 9時

その他：悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限を延期することがある。

## (7) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、任意様式にて下記提出場所へ令和2年9月8日（火）12時までにメール又はFAXにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

※回答については、令和2年9月10日（木）12時までにメール又はFAXにより回答する。

提出場所：小値賀町教育委員会事務局

FAX：0959-56-4192 E-mail：kyouiku@town.ojika.lg.jp

## (8) 入札書の記載方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

イ 入札金額は訂正することができない。

ウ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換又は撤回をすることができない。

エ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。

オ 前記（2）①②を一括して入札に付する。入札書に記載する金額は、①と②の合計金額とする。②は契約期間の合計金額とする。

### 【注意事項】郵送の場合

- ① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。
- ② 入札書は必要事項を記載、押印のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、事業名および入札物品名を記載すること。
- ③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ⑤ 入札書のあて名は、小値賀町長とすること。
- ⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。
- ⑦ 積算の内容がわかる内訳明細書を同封すること。

## (9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ・保険会社との間に小値賀町長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入に係る

契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するものを提出したとき。

#### (10) 入札の無効

次の入札は無効とする。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- キ 小値賀町が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- ケ 入札者が同一事項に対して 2 以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額または入札者名の記名押印がないとき。
- サ 入札書の記載事項について、入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (11) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが 2 人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係の無い職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- オ 最低制限価格は、設定しないこととする。

#### (12) 落札者決定の通知

落札者決定後、入札者に対して電話又は FAX 等をもって入札結果を通知するものとする。

#### (13) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、小値賀町財務規則の定めるところによる。

#### (14) 競争入札の参加資格

- ア 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被

保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 一般競争入札参加申請書を提出していること。